

様式第 20

中小企業等経営強化法に基づく導入促進基本計画の協議書

令和 7 年 5 月 20 日

東北経済産業局長 佐竹 佳典 殿

大河原町長 齋 清志

中小企業等経営強化法第 49 条第 1 項の規定に基づき、別紙の導入促進基本計画の同意を得たいので協議します。

導入促進基本計画

1 先端設備等の導入の促進の目標

(1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

本町の人口は、昭和 40 年代から、転出者が転入者を上回る若干の社会減の傾向の中で、県内市町村と比較して高い出生率による自然増により、人口の微増を続けてきたが、近年では、出生率の減少等による自然減の傾向に伴い、緩やかな人口減少傾向に入っている。

本町における中小企業・小規模事業者は、事業所数の 99%を占め、町経済の発展と雇用促進に大きく貢献しているため、今後も、中小企業・小規模事業者の成長・発展が欠かせないものである。

しかし、中小企業・小規模事業者を取り巻く環境は、少子高齢化による人口減少に伴う人材不足や後継者不足、不安定な国際情勢による、原油高、物価高騰等、様々な課題を抱えている。

本町の産業構造は、仙南地域の中で、第三次産業の占める割合が高く、就業者数も増加傾向にあるため、仙南地域の商業の中心地であると伺える。一方で、第一次産業と第二次産業の就業者数は減少傾向にあるため、第一次産業と第二次産業の振興に関する取組が課題であるとともに、第三次産業の維持と更なる発展のために企業誘致が必要である。立地条件の面で利便性が高い本町の機能を活かすため、機能の充実及び金ヶ瀬川根工業団地の用地拡張事業等により企業立地推進を図っている。

(2) 目標

中小企業等経営強化法第 49 条第 1 項の規定に基づく導入促進基本計画を策定し、中小企業者の先端設備等の導入を促し、老朽化が進む設備を生産性の高い設備へと一新させる等して、少子高齢化や人手不足、働き方改革への対応等の厳しい事業環境を乗り越えて、事業者自身の労働生産性の飛躍的な向上を図ることを目指す。

これを実現するための目標として、計画期間中に 10 件程度の先端設備等導入計画の認定を目標とする。

(3) 労働生産性に関する目標

先端設備等導入計画を認定した中小企業者等の労働生産性（中小企業等の経営強化に関する基本方針に定めるものをいう。）が年平均 3%以上向上することを目標とする。

2 先端設備等の種類

本町の中小企業・小規模事業者の生産分類は多種多様であり、これらの産業で、広く事業者の生産性向上を実現する必要がある。したがって、産業全般の設備投資を支援する観点から、本計画において対象となる先端設備等の種類については、中小企業等経営強化法施行規則第7条第1項に定める先端設備の全てとする。

3 先端設備等の導入の促進に関する事項

(1) 対象地域

本町の中小企業者は町内に広く立地しており、これらの地域で、広く事業者の生産性向上を実現する観点から、本計画における対象区域は本町全域とする。

(2) 対象業種・事業

本町の産業は、「農林水産業」、「卸売業、小売業」、「製造業」、「宿泊業、飲食サービス業」等、多様であり、各産業の相互発展により地域商圈が形成されているなど、町経済への貢献が多大であることから、本計画において対象とする業種は全てとする。

生産性向上に向けた事業者の取組は、新商品の開発、自動化の推進、IT導入による業務効率化、省エネの推進等、多様である。したがって本計画においては、労働生産性が年平均3%以上に資すると見込まれる事業であれば、幅広い事業等を対象とする。

4 計画期間

(1) 導入促進基本計画の計画期間

令和7年6月20日～令和9年6月19日

(2) 先端設備等導入計画の計画期間

3年間、4年間または5年間とする。

5 先端設備等の導入の促進に当たって配慮すべき事項

- ① 人員削減を目的とした取組は先端設備等導入計画の認定対象としない。
- ② 公序良俗に反する取組や、反社会的勢力との関係が認められるものについては先端設備等導入計画の認定の対象とせず、健全な地域経済の発展に配慮すること。
- ③ 町税を滞納している中小企業者等については、先端設備等導入計画の認定の対象としない。
- ④ 認定に当たっては、中小企業等の経営強化に関する基本方針及び導入促進基本計画に適合することを確認するための追加書類又は、その他の書類の提出を求めることができる。ただし、中小企業及び小規模事業者の過度の負担とならないよう配慮する。

(備考)

用紙の大きさは日本産業規格A4とする。